

聴覚障害者の コミュニケーション 支援の手引き

／ 豊かなコミュニケーションを目指して ／



兵庫県立聴覚障害者情報センター

「聴覚障害者」には、さまざまな人がいます。全く聞こえない人、“音”は聞こえても“言葉”としては聞き取れない人、補聴器や人工内耳をつければ何とか会話ができる人など、聞こえはひとりひとり違います。また、聴覚障害になった時期(生まれつき、人生の半ば、加齢に伴ってなど)によって、コミュニケーション方法は異なります。

聴覚障害者は見た目では分かりにくいいため、理解が広まりにくく、対人関係を築けず孤立してしまいがちです。手話通訳・要約筆記を活用することで、コミュニケーションを深め、互いを理解し、人間関係を築いていくことができます。

～日常生活・社会生活のさまざまな場面での手話通訳・要約筆記～

● さまざまな生活面で・・・

- ・ 病院や医療機関での受診
- ・ 公共機関での相談や手続き
- ・ 学校の懇談会
- ・ 冠婚葬祭・地域の会合 など

● 職場や市民対象の行事などで・・・

- ・ 職場での懇談や研修会
- ・ 一般市民対象の講演会や行事等

● ● ● ● ● 派遣の依頼先は？ ● ● ● ● ●

\\ **聞こえない・聞こえにくい方へ** //

個々の生活面で手話通訳・要約筆記が必要なときは、自治体が実施する手話通訳者・要約筆記者派遣事業を利用することができます。この事業は、障害者総合支援法の地域生活支援事業に規定された「意思疎通支援事業」により、兵庫県下全市町で実施されています。聴覚障害者とコミュニケーションをとりたい聞こえる人から申請できる地域もあります。

また、コロナ禍以降、遠隔手話通訳・遠隔要約筆記の導入も進んでいます。

この事業で派遣を利用するときの、聴覚障害者の個人負担は、原則ありません。
遠隔通訳を利用する場合、各自でスマートフォンやタブレット端末の用意が必要です。
詳しくは、お住まいの市町の福祉担当窓口にお問い合わせください。



各市町の派遣問い合わせ窓口一覧→

\\ **主催者の皆様へ** //

意思疎通支援事業の対象とならない行事等については、派遣にかかる費用は主催者のご負担となります。行事等を主催される企業・団体から、手話通訳者・要約筆記者の派遣を依頼する場合は、下記へご相談ください。

【手話通訳】 公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会 手話言語通訳派遣窓口
Mail: shuwatuyaku@hyogodeaf.com
FAX: 078-371-0277 TEL: 078-371-5613
〒650-8691 神戸市中央区元町通6丁目1番1号 栄ビル8階

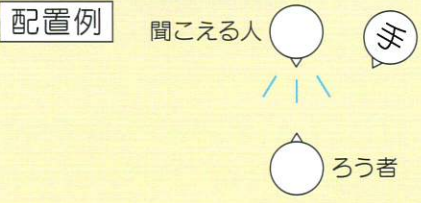
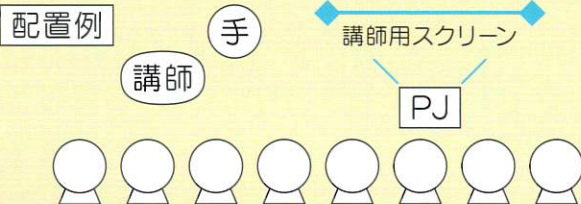
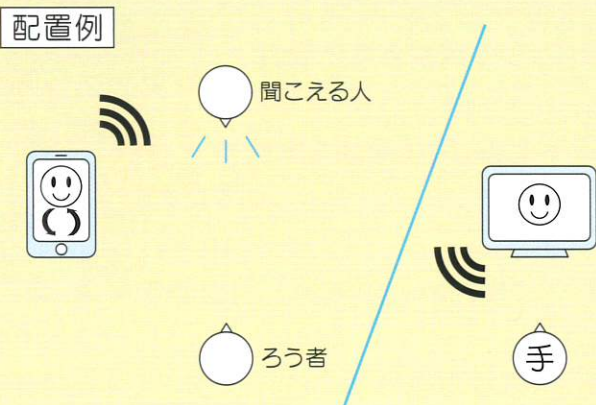
【要約筆記】 特定非営利活動法人兵庫県難聴者福祉協会 派遣事業部
Mail: youyakuhiikki@hyogohoh.or.jp TEL: 090-9716-6579
〒657-0832 神戸市灘区岸地通1丁目1-1灘区民ホール2階
兵庫県立聴覚障害者情報センター団体交流室気付

手話通訳について

手話は音声言語と並ぶ視覚言語です。手指動作や表情などの非手指動作で意思を伝えあう独自の文法があり、ろう者にとって意思表示がしやすく、理解しやすい、大切な言語です。

ろう者が、安心して生活できる第一歩は、いつでもどこでも「手話通訳」があることです。

● 手話通訳の位置

・ 1対1での通訳の場合（面談等） 相手の表情や手話通訳者の手話がよく見えるように、聴覚障害者と対面する聞こえる人の隣で実施します。	配置例 
・ 舞台通訳の場合（講演会等） 講師の表情や動きと手話通訳者の手話が、視線を移さず同時に見られるように講師の横に立ち、会場全体に向けて実施します。	配置例 
・ 遠隔通訳 手話通訳者は同行せず、現地で使用するタブレットやスマートフォン端末などと、地域の行政機関などの端末をビデオ通話でつなぎ、モニター画面を通して実施します。専用ソフトを立ち上げることで、話し相手の音声と手話通訳者の音声を相互に送信し、聴覚障害者は、自身の端末に届く手話通訳者の映像を見て、目の前の聞こえる人とコミュニケーションをとります。	配置例 

⑤ : 手話通訳者 [PJ] : プロジェクター

● 情報保障を行うにあたって

- ・ 通訳者人数について、概ね30分を超える場合は2～3名の複数派遣となります。
- ・ 通訳者の立ち位置、控えの席、マイクの聞こえの具合、会場の明るさ等の確認をさせていただきます。
- ・ 通訳者の位置は、話し手の近くになるようお願いします。（講師をはじめ当日の話し手の方に、手話通訳が付くことを事前に伝えておいてください）
- ・ 映像やスライドを、スクリーンやモニターテレビに映す場合、次の点にご配慮をお願いします。
- ・ 会場が暗くなる場合は、会場から手話通訳者の姿が見えるように、明かりを確保してください。
- ・ 講師のスクリーンが通訳者の後ろにあると、スクリーンの画面が確認できないので、通訳者の前にモニター画面を置いていただくと助かります。
- ・ パネルディスカッション等、複数の人が舞台上がる場合は、コーディネーター、パネラー等の後ろに手話通訳者が控えることがあります。その場合は通訳者用の椅子を用意してください。
- ・ 会場の状況によっては、後方の席からも手話が見えるように手話通訳者が立つ台をご用意ください。



要約筆記について

要約筆記は話される内容をその場で文字にして伝える情報保障です。

中途失聴・難聴の方はもちろん、高齢難聴の方などにも利用していただける方法です。

● 要約筆記の方法

要約筆記の対象となる聴覚障害者が1～2名の場合は、要約筆記者が対象者の隣に座り要約筆記をします。《ノートテイク》(図1・2)

複数の聴覚障害者が参加する会合や、不特定多数の人が参加するイベント等では、会場前方にスクリーンを設置し、要約筆記文を投影します。《全体投影》(図3・4)

また「手書き要約筆記」(図1・3)と「パソコン要約筆記」(図2・4)の2つの方法があります。

話の内容を聞きつかみ、要約して文章化していくという、集中力を要する作業ですので、依頼時間や場面に応じて複数名のチームで約10～15分毎に交替しながら筆記または入力します。

● 情報保障を行うにあたって

- ・ 要約筆記をする際には、機材や消耗品が必要になります。下記に記載の機材や消耗品は、原則として主催者でご用意をお願いします。詳細は派遣元にお問い合わせください。
- ・ 機材を使用する場合は、電源の確保もお願いします。聴覚障害者は話し手の表情や資料等も見ながら要約筆記を見ますので、なるべく視線の移動が少ない位置にスクリーンや聴覚障害者席を確保してください。

● 必要な機材と設置例

《ノートテイク》

依頼内容により1～3名で対応します。

★手書き要約筆記：対象者の隣に座り、筆記します。(図1)

必要物品	ノートテイク用紙(A4サイズのコピー用紙又はコート紙等) サインペン又は水性ジェルボールペン、机 等
------	---

★パソコン要約筆記：要約筆記者の入力画面を見てもらう方法と、表示用パソコンを 対象者の前に置く方法があります。(図2)

必要機材	表示用パソコン(使用する場合)、HUB、(LAN用)、LANケーブル、電源コード、机、イス等
------	--

《全体投影》

依頼内容により3～4名チームで対応します。

★手書き要約筆記：OHC(書画カメラ)とロールシートを使用し、油性ペンで筆記します。(図3)

必要機材 備 品	OHC(要約筆記に適した機種のもの)、プロジェクター、スクリーン、OHC台または、映像ケーブル(プロジェクターとOHCを接続する)、電源コード、イス、ロールシート、油性ペン等
-------------	---

★パソコン要約筆記：複数のパソコンをネットワークでつなぎ、話される内容を入力します。(図4)

必要機材	表示用パソコン、プロジェクター・スクリーン、HUB(LAN用)、LANケーブル、電源コード、映像ケーブル 長机 イス等
------	---

図1 設置例(ノートテイク)

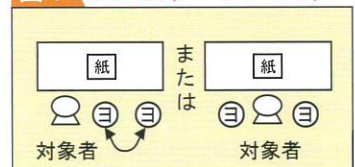


図2 設置例(PCノートテイク)

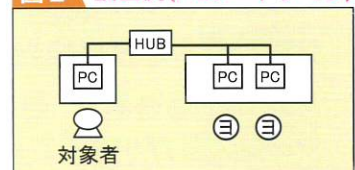


図3 設置例(手書き全体投影)

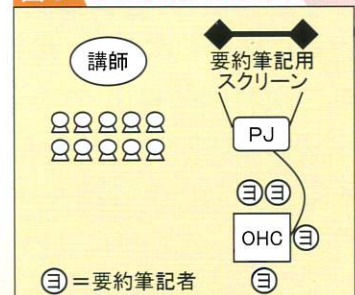
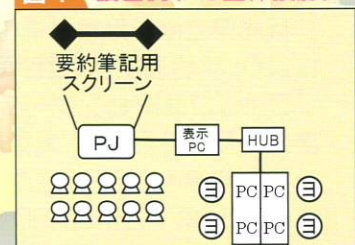


図4 設置例(PC全体投影)



要約筆記の設営方法について、動画でご覧いただけます。

兵庫県立聴覚障害者情報センターホームページの「要約筆記説明動画」のページをご参照ください →



聴覚障害者のコミュニケーション支援の充実のために

2006年、世界の障害者が「私たち抜きに私たちのことを決めないで」を合言葉に取り組んだ障害者権利条約が国連で採択され、日本は2014年に批准しました。さらに、各都道府県や全国の市町村で、2013年以降、手話言語条例が次々と制定され、手話が言語として位置づけられ、手話の普及が進められています。また、2022年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が、2025年には「手話に関する施策の推進に関する法律」(通称：手話施策推進法)が制定されました。この動きの中で、今後さらに聴覚障害者の社会参加の拡大が期待されています。

私たちは、さまざまな情報を自ら選択・判断し、周囲とコミュニケーションをとりながら社会生活を送っています。豊かな人生を送るためには「情報」や「コミュニケーション」が欠かせません。

しかし、聴覚障害者は、聞こえないために「情報」が得られず、相手が何を言っているかわからない、自分の意見が伝わらない、など、周囲の人たちとの「コミュニケーション」に苦労や不便を感じています。聞こえる人も、聴覚障害者にもっと十分に伝えたいと思うときもあります。

そのようなとき、互いのコミュニケーションをつなぐのが、手話通訳・要約筆記です。

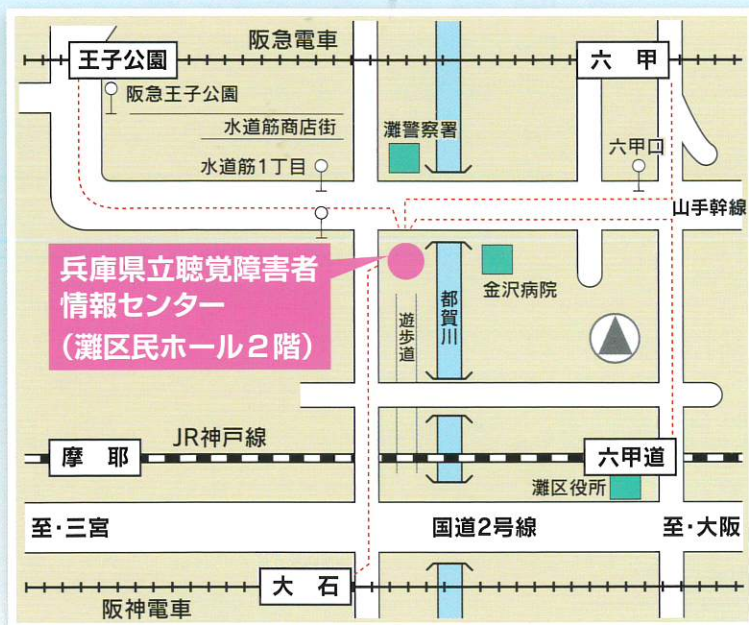
～手話通訳・要約筆記の派遣をご依頼いただくにあたって～

- 派遣日時・内容・場所・会場・参加対象者・参加する聴覚障害者の人数などをなるべく早くお知らせください。(チラシ、実施要項などがあれば添付ください)
- 通訳者の立ち位置、要約筆記者席や投影用スクリーン、聴覚障害者席の確保の有無など、会場設営の準備段階から、手話通訳・要約筆記も加味してご計画ください。
- 当日の情報保障の準備のため、事前に会合資料をご提供ください。
当日の進行表、司会シナリオ、出席者や参加者名簿、会場の配置図(大会や式典の場合)、講演の要旨や当日の資料、その他通訳の参考となる資料など。
- 必要に応じて会場担当者と進行、資料の確認、講師やパネラーとの打ち合わせをさせてください。
- 音声を手話通訳者・要約筆記者に聞こえやすいよう、ご配慮ください。会場や部屋によっては、マイクの音が小さくて聞こえにくい、音が割れて聞き取りにくい場合があります。必要に応じて、手話通訳者・要約筆記者用にスピーカーを準備してください。
- 手話通訳者・要約筆記者には守秘義務があります。通訳現場で知り得た情報は、外部に提供することはありません。安心してご利用ください。
- 二次利用の禁止
 - * 手話通訳者の映像を、記録として撮影することはお断りしております。
 - * 要約筆記は記録ではありませんので、書いた用紙や、入力したログの保存はいたしません。記録として提供はいたしませんので予めご理解ください。
 - * アーカイブ配信等の映像に手話を挿入したい場合などは、別途お問い合わせください。

兵庫県立聴覚障害者情報センターでは、兵庫県が実施する意思疎通支援事業(ひょうご通訳センター事業)により、手話通訳者・要約筆記者の広域派遣調整、登録者研修等を行っています。

ひょうご通訳センターでは、一定の養成講座を終え、兵庫県が定める認定試験等に合格した手話通訳者、要約筆記者を登録し、派遣しています。

聴覚障害者が、さまざまな場面において情報保障が得られ、その持てる力を十分に発揮し、社会参加ができるよう、県下各市町の福祉担当課等と連携し手話通訳者・要約筆記者の派遣制度の充実を目指しています。



- JR「六甲道」駅下車 徒歩15分
- 阪急「六甲」駅下車 徒歩15分
- 阪急「王子公園」駅下車 徒歩15分
- 阪神「大石」駅下車 徒歩10分
- JR「摩耶」駅下車 徒歩10分
- 三宮から市バス利用の場合
「石屋川車庫前」行きに乗車約20分
「水道筋1丁目」バス停で下車

兵庫県立聴覚障害者情報センター

〒657-0832 神戸市灘区岸地通1丁目1-1 灘区民ホール2階

TEL 078-805-4175 FAX 078-805-4192

URL <http://hyogocenter.jp/>

休館日：日・月・祝・年末年始

開館時間：9時～18時

作成年月：2026(令和8)年8月

